

1

賑全体を大局的見地から見て、温泉源の枯渇ということが公益を害するとい見地に立つのでございまして、聊かの私益をも侵してはならないというような、既得権の権利の濫用という面につきましては、我々は十分注意して行かなければならん、かように考えておる次第であります。

併しながら結果論的に申しますといふと、温泉の既得権者に対しても利益を與えるかのごときことにならないとは限りません。さような場合におきましては第九條に規定してござりますように、温泉源保護のため必要があると認めるときは、温泉源より温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ぜることができます。既得権者に対するおどりでございます。既得権を持つておりますても、その既得権を侵害せられる形になるのであります。が、公益のためにその採取の制限も受けなければならないよう規定いたしまして、能う限りこれら既得権の濫用というようなことのないよう、公益的見地から規正を加えて、利用開発と既得権といふもののとの調整を図つ行くといふような行き方にいたしたいという趣旨で以て、規定いたしております次第でござります。

更に利用の適正化の問題でございますが、この点につきましても御指摘になりましたごとく、企業家或いはその他の利権者のために譲渡せられるところをいたしまして、公益のために利用開発のために使つて行く、その地域の温泉郷のためるために使つて行くといふふうな調査をいたしたい所存でございます。

更に温泉対策というものを政府は持つておるかといふ御意見でござりますが、温泉の問題は我が國におきましては、主として警察命令的な規定がなされておるに過ぎないのであります。新潟法と共になくなりました地方命令におきましては、取締に偏しておるという状況であります。この法律案進のため、施設の整備及び環境の改善におきましては、第十四條におきまして「厚生大臣は、温泉の公共的利用増進のため、施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。」第十五條「厚生大臣又は都道府県知事は、前條の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、温泉利用施設の管轄者に対して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に関する必要な指示をすることができる。」こういふよう規定がございまして、単に取締といふことでなく、温泉の國民生活に商つて與える積極面につきましても、かう規定がございまして、單に取締といふことでなく、即ち温泉審議会に掛けましてこれらの温泉郷とも称すべきものを設定する。そうしてその温泉郷内におきましては、公共的利用増進のために特に必要があると認めましたときにおきましては、或いは治療、病院、ブルバウスと申しますが、それからホテル、旅館、公衆浴場等を建設する。又その管理方法につきましても、ドイツ等によくございます泉医の利用に当りましては、單に習慣によつて、或いは湯の音頭と申しますが、音頭取によつて一齊に入り一齊に出るというようなことでなく、温泉といふものを科学に立

却して利用し、療養に使う、或いは健診的な温泉利用の面を拡充いたしましたために、泉医を設定する、或いは又保健施設を設定するといふようなことをやるために、温泉を設定するといふようなことをやるよう、單に從来の享樂地帯といふようなことのないようやつて行きたいと考へておる次第でございます。幸いにいたしまして、今日まで温泉といふものは地中から出る溫度、無機物質アラス或る物である、こういうふうな見解でございまして、温泉治療等といふものが確立しておるとは必ずしも由されなかつたのでござります。併しながら最近に至りまして、温泉治療学の進歩と共に、御有じのよう全国に土学の附屬温泉治療研究所がござりますが、そういう進歩と共に、温泉が皮膚上における形成細胞を増殖する、即ち温泉が疾病治療、健康増進にこの故に効き目がある、治療的に効き目がある、いうことも明らかに相成りました次第でございますが、かような學問の基礎の上に立ちまして、十分に治療及び健康増進、國民福祉の増進のために温泉を利用するというような対策を樹立し、これに努力いたしたい。かように考えておる次第でござります。

ましては、この法律案におきましては、最初触れたかつたのでござりますが、併しながら幾多の慣習その他の問題もござります。地方的な事情もございまして、直ちに温泉権なる特別の物権を設定するはどうであらうかということをござりますので、法務省の意見もございまして、直ちに次回改正のときに取めて行きたい。是非ともやらなければならん時期に到達しておるのでござりますけれども、非常に困難な問題でござりますので、次回改正のときに一つ、それで研究いたしたいということに相成った次第でございます。御了承得たいと存思います。

最後に、温泉法の制定が巷間に漏れて、それがために早耳筋はそれに相当な対策を講じておる。かよな場合にの法律案附則においてはそれも二つ承認するという形になつておるのであるが、政府はそれに対する対策はどうであるかといふ御質疑と承わつたのをあります。実際問題といたしましては、地方廳等におきましてもそれゞゝ指の面におきまして、法的根拠はござませんけれども、温泉源全般の枯湯防ぎますために、いろいろな措置をとじておるところもございますので、これらの事業者が利権を獲得する、或是採掘しておるという事実も非常にたくないということを知つておるのであります。併しながら仮にさような者ございまするならば、さうな公白代の、湯掘にあらずとするも、泉源の鑿或いは動力の利用、新設といふよな問題につきましては、更に申請せめまして、本法律案によりまして、温泉審議会の職を経て慎重にその許可は不許可を決定する所存でござい

○山下議長　政府の説明で十分了承いたしました。この法案の目的は、既得権の徒らな保護ではなく、そういう企業者のための便益を図るのではなく、全く公共の福祉のためにやるべきであると、従つて公共的目的のために新たに温泉を開発し、或いは種々なる温泉対策を公共のために便益を図るために、若し既得業者或いは温泉の既得権者を、或いは公共のために抑制せねばならん面も十分あるのだといふ政府の説明で、私は了承しました。何とそその線に副うて本法案の有効適切なる活用を行行政上運用せられんことを切望に燃えました。

の利用開発という公益及びその他の公
益のために使つて行くというような調
節をいたしたい所存でございます。

音頭と申しますが、音頭取によつて
一齊に入り一齊に出るというようなこ
とでなく、温泉といふものを科学に立

あります。ただこれからの権利、いわ
ゆる独立いたしました不動産、物権と
しての温泉権といふような問題につき

めまして、本法律案によりまして、温
泉審議会の議を経て慎重にその許可或
は不許可を決定する所存でございます

いますが、どうぞ只今御説明に相成り
ましたような有効適切なる対策を御実
行下さるようお願いしております。

第三点は、第十九條の温泉審議会の
ことでござりますが、温泉審議会を置
くことだけあります、二十條
に中央の審議会と地方の審議会の上
げることをただ規定してあるのです
が、これはどういう組織でやられます
か、御構想がありましたら伺いたい。
中央の審議会といふものはどういよ
うなメンバにいたしましてやります
か。地方の審議会といふものはどうい
うような大体メンバになりますか。
私共恐らくこの地方の審議会といふの
は温泉宿場の主人みたいな者が集まつ
て、一体私共の考えでは、この地方審
議会といふのは実は必要がないのでは
ないか。これは中央審議会だけでいい
のではないか、公平無私なる審議をし
うとすれば中央審議会だけでよいと
思う。それを地方々々に置いたならば、
温泉業者の有力なる者達によつて当然
左右される危険性が多分にある。局部
的にお話しにならんことがあるのでし
たが、中央審議会だけで私は十分だ
と思う。けれども温泉対策といふものを
國策としてやつて行こうということをお聞き
なれば、中央審議会だけで私は十分だ
と思うのです。ともかく中央、地方の
審議会の構成メンバーはどういう考
え方を持つて行かれるかといふことをお聞き
したいのであります。以上でございま
す。

○政府委員(三木行法君) お答えいた
しましたが、これは泉源の開発と同
様に、動力を用いたしまして温泉源
人以内でこれを組織する」ということ
であります。これが泉源の開発と同
様に、動力を用いたしまして温泉源
の防止という趣旨でございまして、他
人に分湯するという場合はこの中には
含まれておりません。

それから第十一条の自然に噴出する
という場合はどうかという御質疑でござ
います。ただし第十二条の温泉の利用とい
う場合は、前項の定員の外臨時委員を置くこ
とに次第でござりまするので、痴醫に
関する許可は勿論必要はございません
。ただし第十二条の温泉の利用とい
う場合は、これは別に痴醫もいたさ
ない次第でござりますので、痴醫に
見地から、若しこれを自分の家の風呂
に供しようという場合におきまして
は、自由にやつてよろしいわけであり
ます。併しこれを公共の浴用又は飲用
に供しようという場合におきまして
は、第十二条第十一項におきまして許
可を受けなければならない、こういう
ことに相成る次第でござります。

最後に第十九條の温泉審議会につき
まして、その構成メンバー等はどうな
つておるかという御意見でござります
が、これは温泉審議会令という政令で
以て規定して行きたい所存でございま
す。併しこれを公共の浴用又は飲用
に供しようという場合におきまして
は、第十二条第十一項におきまして許
可を受けなければならない、こういう
ことに相成る次第でござります。

そこで、その構成メンバー等はどうな
うかと、何によるかということをここに明
白にして置かなければならん。又
それを明白にしないのならば、ここで
明らかにそれらの構成に関するいろいろ
な要件を挙げて置かなければならん。
それが、厚生大臣の申出により内閣で
これを命じ、都道府縣温泉審議会にあ
る者の中から、中央温泉審議会にあ
ることには、政令によるか、省令による
か、何によるかということをここに明
白にして置かなければならん。

さて、尙御指摘になりました、むしろ中央
を強くして置けば地方は要らないでは
ないかと、いう点につきましては、私
共も御同感に存ずるのであります。され
ば、「この点政府におきまして、立法技術上多少の御注意を
願いたいと思います。以上で私の質疑を
終ります。

○草野謹蔵君 質疑を以上で打切り
て討論を省略して、直ちに採決に入りました
。〔賛成〕と呼ぶ者あり」

○理事(谷口彌三郎君) それでは討論
を省略いたしまして、早速採決に移り
たいと思います。温泉法案を原案通り
可決することに賛成の方は举手をして
頂きたいと思います。

〔総員举手〕

○理事(谷口彌三郎君) 〔速記中止〕
〔速記中止〕

○理事(谷口彌三郎君) それでは速記
を始めます。民生委員法案についての御
説明を政府委員に願います。

○政府委員(木村忠二郎君) 民生委員
法案の提案の理由につきましては、こ
の前に大臣から申述べたと思ひます
が、大体この法案と民生委員令との主
な相違につきまして、簡単に御説明い
たしたいと思います。
第一が民生委員の選出方法の民主化
を図つたことであります。第二が民生
委員の資格要件を明示したことであ
ります。第三が民生委員の心構えを明示
したことであります。第四が民生委員
の解雇規定を詳細に規定したことであ
ります。第五が民生委員の任期を三年に
したことであります。第六が民生委員

の利用開発といふ公益及びその他の公
益のために使つて行くというような調
節をいたしたい所存でございます。

を省令に規定してあつたのであります。本法案におきましては、これを第九條に明記することにいたしました。

次に民生委員の心構えにつきましては、民生委員令におきましては何ら規定がなかつたのでありますから、本法案に

では第十條におきまして三年に延長いたしますのであります。

用は都道府県の負担と規定して、補助についても何ら規定がなかつたのであります。表面民主主義のようなことになりますが、医師法案の二十二條に、詮釋上特に支障ある

なキヤップが綴つてあり、今日は医師優先の調剤となつてゐる次第であります。今日、世界いずれの國と雖も文明の國においては全部強制分業であります。(理事事谷口第三郎君退席、理事官城タマヨ君委員長席に著く)英米は事實においては強制分業の形になつておるわけであります。私は薬剤師であるゆえんを以ちまして、特にこの問題に對して關心を持つておりますが、大体藥学の基礎的學科を終えない醫師に、調剤権を與えるといふことは、つまり資格のない者に資格を與えるということであります。若しそれが行われるものでありますならば、医学の基礎的學科を修めないところの薬剤師が聽診器等を握り、又身體を診るといふような醫師的行爲をすることと同じことではないかと思います。ただ單に知識があるとか、又経験があるとかいうことのみにおいて、調剤ができるものであれば、好んで中学生、昔であれば専門学校の先講であつた衆議院において、衆議院の厚生委員会におきまして、医薬分業に対する政府のお答えが、今日の情勢においては時期尚早であるといひであります。私は先日來この法案の大體の點を挙げられたことを私記憶しておりますが、本日の速記録をとる者によれば、まだ印刷中であるために、ここではつきりしたことを申すのに一轍速記録をと思ひましたけれども、大して間違はないと思います。

万ありますか、もとへ調剤権といふものが獲得されないために、折角学校を卒えて來ても、官廳に或いは製薬会社に行つて奉職してゐる狀態であります。若しこれが薬剤師に調剤権を絶対的に與えるものであれば、薬剤師の數は自然に多くなることと考えるのであります。

これを約言いたしましたならば元す第一に薬品が安くかかる。この安くかかるにつけては当然薬價亂といふものが伴うものであつて、医師より貰う薬品よりも、薬剤師の薬局の方から貰う方が安く貰える、第二には時間的に非常に便利である。先ず寒村僻地は別としてしまして、市並びに町には必ず薬局類がある。医師の処方箋によつて、門

のごとく、いわゆる密接して、社会の保健を最も大衆的に又民衆化せねばならないのです。今日現状において、開業されておる医師の下に思考者は多く、この患者の心理状態はが參りますと、この患者の心理状態は医師に处方箋の強要ということを言ひ得ないのであります。非常に医師に信頼を持つために、遠慮をしておりまます。それに加えて医師の方では、又处方箋

られないで、是非薬剤師法案を一つは施して頂きたいという、この二点にして、大臣のお答えを願いたいと思します。

万あります。が、もとより調剤権というものが獲得されないために、折角学校卒えて來ても、官廳に或いは製薬会社に行つて奉職している状態であります。若しこれが薬剤師に調剤権を絶対的に與えるものであれば、薬剤師の数は自然に多くなることと考えるのであります。

第三には薬品の不足ということでありましたが、これは厚生省の方の御調査によれば明らかであると思ひます。が、今日患者に投薬するといふ程度の薬品も不足であると思うのであります。例えば統制品におきましても四百三十があつたものが、今日では百七十七か、又近々八十になるようなことを聞いておりますが、いずれにしても薬品の不足ということは、私考えます。のみならず、この薬品の生産と薬品の配給といふことにつきましては、薬品はむしろ医師の方に偏在しておるということは、これは僅かでありますけれども、内科に要るもののが婦人科にあるといふ、耳鼻科にあるべきものが婦人科にあると考えます。若し政府の言われる、ような薬品の少いといふことであります、むしろこの調剤が医師と離れて薬店に行きますと、その数量は半減されるわけだ。私はこの問題は恰かも窮屈な話のように、これは分業が確立されれば自然この問題は解決されると思ひます。

もう一つの点は医師より薬品を貰うことが便利であるというお答えのようでありましたが、この便利といふ面においては、私むしろ薬剤師の薬局において、処方箋によつて調剤して貰うことと非常に便利であると思うのです。

以上の点について、私はこの医薬業の促進を冀うのであります。が、もう一つここに私大いなる悩みの問題としては、実は医師と薬剤師は、車の西

これをお約言いたしましたならば元す第1に薬品が安くかかる。この安くかかるに付いては当然薬價法というものが用いられており、医師より貰う薬品よりも、薬剤師の薬局の方から貰う方が安く貰える。第二には時間的に非常便利である。先ず寒村僻地は別といたしまして、市並びに町には必ず薬局がある。医師の処方箋によつて、間近に、而も往診先において直ぐ調剤ができると思うのであります。殊にこの薬事法案を見ますと、第二十二条に特つておるよう、医師みずから調剤するということになりますと、これは時間的に非常に不経済になると思うのであります。なぜかといいますと、今の医者を診る、そして実際薬室にて調剤をする、又患者が来る、又薬室に調剤に行くというようなことは、むしろ時間において非常に相違があるので、これは薬剤師の下において調剤をするといふことは、時間的に非常に経済になるということを、思ひます。田舎において、調剤をしたわけであります。田舎において、医者通いするといふことが、これ以て解消せられることを思ひます。そういう処方箋といふものが、秘密主義を離れて公開されることになれば、よりよき薬品がここに出まして、不薬品がすべて影をひそめるものと私考えます。のみならず大衆はこの薬品に対する薬名並びに効用その他に對して、十分知識が高まるものと思うも

のとくとくいうように密接して、社会の保健を最も大衆的に又民衆化せねばならぬのであります。今日現状において、開業されておる医師の下に患者が參りますと、この患者の心理状態は医師に処方箋の要請ということを言ひ得ないのであります。非常に医師に信頼を持つために、遠慮をしております。それに加えて医師の方では、又処方等をやりたくない、これはいろいろ理由がありますが、やりたくないといふことは、非常に重大なる問題であつて、これは一外人に聞きましたでも、医師が患者を診たならば、直ぐ処方箋を出す、自分の家には薬室は持たないといふことは、今日諸外国はすべてそういうふうに絶対的規定の下に、処方箋の交付をなしておるのでありますから、法案としては医師は、患者の請求の有無に拘らず、必ず処方箋を発行すべしといふ文に等しいものであると私は考えます。要するに政府は國民大衆の保健上医療制度の民主化を図るために、処方箋の義務的發行をさせる意があるかどうかといふことについて、竹田厚生大臣のお答えを願うわけであります。

○草薙謹啓 議事進行について
今上程されております薬事法案、民衆の健康保護のため、委員会案、共に重要な法案であり、まだ質疑は大変多いと思います。従つて質疑は、至つてその要旨を一つ要領く、又政府の答弁は簡単明瞭にお願して、又同じ質問を繰返さないようになります。一つ委員長にお取計らいを願います。

○西澤大臣（竹田義一君） 只今今泉員から、薬剤師の調剤権の問題について御質問があつたのであります。医業問題であろうと思いますが、これは從来も政府委員からお答えをいたしましたように、只今直ちに実行いたしましたが、やはり薬局の分布がまだ難い理由といたしましては、只今御在しておりますとして、殆んど都市に集中いたしておりまして、片田舎に薬局というものが無いということは、今泉議員も御承知の通りであります。私の憶に誤りないといいたしますならば、國に市町村は一万二千程あると思いますが、全然薬局のない、という市町村七千三百八十三あると思います。七二百八十三の町村に一つの薬局もな

ういうような現在の状況では、医薬業を直ちに実施いたしますることは如何かと思うのであります。お御せまりましたが、その辺がむずかしいのでありますし、それが先かといふことあると思います。おのづから本題

題でなく長じた習慣を考えますときには、これを一举にして打破いたしますと、そこには、相当困難なことがあるのに違ひません。かように思つておるのであります。又処方箋の公開ということと申しましての御意見は尊重いたしました。謹んで拜聴いたします。併しながら、診療所の特別な事情によりまして、処方箋の内容を公開し、患者に知らせておきます。医師提案の中では、患者の求めがあれば原則として処方箋を交付しなければならないことになっていますから、国民の自覚が段々高まると、いふことがよい悪いか、或いは知らせない方がよい場合もあるかと想つまでもあります。医師提案の中では、成るのではないかと思うのであります。併しながらいつまでも分業してはならぬことは如何かと思つておきます。おのずから御了承願いたいと思います。おのずから前の三つの問題の解決の時期も遅かれらず来ると思います。英米各國において結果的に見て分業が強制されております。ただ今日の場合、直ちに分業に進んで行きますことは、先程から申上げた理由でちよつと考慮いたすべくところが相當あるのじやないか、かのように考えております。決して根本的に反対しておるのではないことを御了承願いたいと思います。

であります。御意見に副う時期がありません。大体お答え申上ります。

○草薙謹啓 先程厚生大臣に御質問申上げましたように、一面、今回の長期に提案されておる医療、或いは医療関係の法案は、誠に國民生活に重大な影響を来たすものでありますから、我々は十分あらゆる角度からこれを討して掛からねばならないと存するのであります。殊に只今議題となりまする薬事法につきましては、次の三つの点から全体的の御意見を述べたいと思います。

私は只今景さんの御質問に対して、厚生大臣の御答弁がありましたが、同様なことは避けますが、今回の薬事法におきましては、從来とは相當異つた取扱い方を薬剤師に対する規定の上に、又その他に対する規定の上に、つておられるであります。例えば、調剤権という問題があつたが、從来は附則に置いておつたのを、今回本法に入れたということが、如何につておられるのであります。例えば、

医師であるという概念、それが直ちにできないけれども、その様まで努めて早く持つて行こうといふ國家の方針と、從来調剤が薬剤師であり、診療は医師であるという概念、それが直ちにできないけれども、その様まで努めて早く持つて行こうといふ國家の方針と、本法に入れる必要がないのであって、少くとも國民に疑惑を與えるような方法の取扱い方は正しくないではなれば、從来の附則で結構いやないから變つたのではないかといふ疑惑を持つてあります。何故にそういうふうな

らなかつたといふよな化粧品とか、そういうものが、一連の薬事法の中の取扱いとしてやつて來ることは、むしろ國家が薬剤師に対して期待することと逆な方に行くものになつてゐる。薬事法の中である、直接薬事、薬剤師に関すること及び化粧品等、いわゆる医薬部外品に関することが出ておるわけであります。從来とも、やや私共はむしろ薬剤師が薬局その他における薬剤關係においての進展、進歩というものを國家は期待し、立法はこれを求めて持つて來することは、むしろ妥当で行くべきものであると思う。それに化粧品、その他のものをここに一緒に纏込んで、そうして一本の薬事法としている、考へ方の上において又今後の指導の上において、國家の方策としてよくないのではないか。

第三点は、薬事法の全体の取扱いといふものは、外の医療關係、立法の技術なり、立法のやり方なり、或いは根本の精神なりにおいて相當違つた立場を政府は取つておられるのである。これは具体的に申しますと、條文にずっと入つて參ります。相当そういう点が、強く上つておる。これは或いは厚生省の中の部局が違うとか、或いはいろいろな立場が違うというようなことによつて起つて來た現象かも知れませんが、例えば医師法、歯科医師法或いはその他看護婦、保健婦等の取扱いに關する一連の取扱い方と、薬事法に対する取扱い方は、立法のすべての方向なり、やり方というものがすつくりこれだけ違つておる。それはこの薬事關係に対する政府の考え方が違つてゐるのではないか。これはお分りになりませんければ、具体的に各條項を申上げても

○委員長(塚本重蔵君) 草葉隆圓君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(塚本重蔵君) 御異議なしと認めます。よつてこれより採決いたします。

社会保険診療報酬支拂基金法案を原案通り可決することに賛成の諸君の手を始めます。

【終員着手】

○委員長(塚本重蔵君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尙本院規則第百四條による諸般の手続きは委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないと認めます。

尙本院規則第七十二條により本案を可とせられる諸君は順次御署名願います。

○委員長(塚本重蔵君) 署名漏れはございませんか……署名漏れないと認めます。

○委員長(塚本重蔵君) 次に民生委員法案を議題に供します。速記を止めます。

○委員長(塚本重蔵君) 速記を始めて。議論に入ることに御異議ございませんか。

「異議なし」呼ぶ者あり」

○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないと認めまして、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○姫井伊介君 私は原案に賛成いたしました。

ますが、委員制度の将来の行き方、運営についてよろしく願いたい。名譽職の点でありますから、通牒その他のより易い点でありますから、これは性格を誤ります。

○小林馬勝君 原案通り賛成するが、運営について十分徹底するようせられたいのであります。

○藤森真治君 原案に賛成いたしますが、運営について誤まりなきを期せら

れたい。

○中平常太郎君 原案に賛成するが、五大都市については、指導訓練は別個

○山下義信君 本案は本委員会において立場から、従つて知事から離れて、市長によりこれをなすよう省令でその点を明からにして欲しい。

○木内キヤウ君 原案に賛成するが、

○小林勝馬君 原案通り可決するが、

○木内キヤウ君 原案に賛成するが、

○山下義信君 原案に賛成するが、

○井上なつゑ君 原案に賛成するが、

○小杉イ子君 原案に賛成するが、

○姫井伊介君 原案に賛成するが、

○山下義信君 原案に賛成するが、

○木内キヤウ君 原案に賛成するが、

○小川友三君 原案に賛成するが、

○千田正君 原案に賛成するが、

○竹田儀一君 原案に賛成するが、

○小川友三君 原案に賛成するが、

○木内キヤウ君 原案に賛成するが、

○委員長(塚本重蔵君) 全会一致と認めます。よつて民生委員法案は全会一致を以て原案通り可決することに決定いたしました。

お述べを願います。

○姫井伊介君 私は原案に賛成いたし

的は結構であるが、更に民主化の方針に努力せられたい。政治的に利用され

委員

宮城タマヨ君

する法律案(第百一号)(予備審査)

一、恩給額に関する請願(第千四百三十三号)

二、恩給額に関する請願(第千四百三十二号)

(第千四百三十三号)

一、庶民住宅建設費國庫補助増額に
関する請願(第千四百六十三号)

八日受理

公民館施設費國庫補助増額に関する請

願

請願者 門司市議会議長 栗林

力太郎

紹介議員 安部 定君

佐賀県杵島郡錦江村 海口百助

文化國家建設のため公民館施設の充実

は今日最も緊急を要するものであるの

で、各市町村でも新設と施設の充実を

企図しているが、現在の窮屈した地方

財政では容易に実行に移されないか

ら、公民館の重要な性質を考慮せられて大

幅の國庫補助をせられたいとの請願。

請願者 高松市栗林町幼稚園内香川縣藥

草事法改正案によれば第二十二条の外

薬事法改正案(第百五十六号)

昭和二十三年六月十

日受理

一、恩給額に関する請願(第千四百三十三号)

二、恩給額に関する請願(第千四百三十二号)

十九日受理

恩給額に関する陳情

佐賀県杵島郡錦江村 海口百助

最近の経済事情の急変は、恩給受給者

に殊に深刻で、老後生活はほとんど妻

子をかかえて頭頭に迷う現状である。

これは單に恩給受給者一身のみの問題

でなく子弟の教育上からも憂うべきこ

とであるから、恩給の権利を実現せら

れたいとの陳情。

六月二十八日本委員会に左の事件付

託された。

一、社会保険診療報酬支拂基金法案

(第九十七号)

六月二十八日本委員会に左の事件付

託された。

一、社会保険診療報酬支拂基金法案

(第五百五十六号)

昭和二十三年六月十

日受理

生活協同組合法案改正に関する陳情

札幌市北一條西二商工協同組合

中央会北海道支部内 水牧茂一

十一日受理

生活協同組合法案改正に関する陳情

札幌市北一條西二商工協同組合

中央会北海道支部内 水牧茂一

三、恩給額に関する請願(第千四百三十三号)

四、恩給額に関する請願(第千四百三十二号)

うことをもつて目的とする。

第二條 基金は、これを法人とする。

第三條 基金は、主たる事務所を東

京都に、從たる事務所を各都道府

に置く。

必要の地に從たる事務所の出張所

を置くことができる。

第四條 基金の基本金は、百万円と

する。

第五條 基金は、定款をもつて、次

の事項を規定しなければならな

い。

第六條 基金は、定款をもつて、次

の事項を規定しなければならな

い。

第七條 基金は、定款をもつて、次

の事項を規定しなければならな

い。

第八條 基金は、定款をもつて、次

の事項を規定しなければならな

い。

第九條 基金は、定款をもつて、次

の事項を規定しなければならな

い。

第十條 基金は、定款をもつて、次

の事項を規定しなければならな

い。

第十一條 基金は、定款をもつて、次

の事項を規定しなければならな

い。

第十二條 基金は、定款をもつて、次

の事項を規定しなければならな

い。

第十三條 基金は、定款をもつて、次

の事項を規定しなければならな

い。

第十四條 基金は、定款をもつて、次

の事項を規定しなければならな

い。

第十五條 基金は、定款をもつて、次

の事項を規定しなければならな

い。

第十六條 基金は、定款をもつて、次

の事項を規定しなければならな

い。

第十七條 基金は、定款をもつて、次

の事項を規定しなければならな

い。

第十八條 基金は、定款をもつて、次

の事項を規定しなければならな

い。

第十九條 基金は、定款をもつて、次

の事項を規定しなければならな

い。

二、恩給額に関する請願(第千四百三十三号)

この請願の趣旨は、第百八十四号と

とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第七條 基金には、所得税及び法人税を課さない。

第二章 役員

第八條 基金に役員として、理事長一人、理事八人から十六人まで及び幹事四人を置く。

第九條 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときには、その職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査し、財務及び統計に関する報告を徵する。

第十條 理事長は、理事の互選によつて、これを定める。

2 理事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代理し、理事長が欠員のときには、その職務を行ふ。

3 監事は、基金の業務を監査し、財務及び統計に関する報告を徵する。

第十一条 基金は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行う。

3 前項の委嘱は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代理する者について

4 主務大臣が前二項の規定により理事を委嘱しようとするときは、その月を下らない期間を定め、その期間内に、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代理する者につき、各と委嘱すべき理事の少くとも二倍の候

補者を推薦することを、それぞれの所属團体に求めるものとする。

但し、その期間内に推薦がないときは、前項の規定にかかるわらず、主務大臣がこれを委嘱する。

5 前項の規定は、監事の委嘱についてこれを適用する。

第六章 執行

第一條 基金の從たる事務所に幹事八人、その出張所に幹事四人を置く。

2 幹事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者につき、理事長が各と同数を選任する。

3 理事長が、前項の幹事を選任しようとするときは、前條第三項及び第四項の規定を準用する。

第四條 前條の幹事のうち、一人を幹事長とする。

2 幹事長は、理事長が、これを選任及び解任するものとする。

3 幹事長は、定款の定めるところにより、從たる事務所及びその出張所の業務に關し、一切の裁判上及び裁判外の行為をする権限を有する。

第十條 理事長は、理査の互選によつて、これを定める。

2 理事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代理する者及び公益を代表す

る者につき、主務大臣が各と同數を委嘱する。

3 前項の委嘱は、保険者を代表する者及び診療担当者を代理する者について

4 基金は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行う。

第三章 業務

第十三條 基金は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行う。

1 過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬の一箇月分に相当する金額の委託を受けること。

2 診療担当者の提出する診療報酬請求書に対し、厚生大臣の定めるところにより算定したる

金額を支拂うこと。

三 診療報酬請求書を審査するための委員会を設け、診療担当者の提出する診療報酬請求書を審査すること。

四 前各号の業務に附帯する業務。

第五章 会計

第一條 基金は、前條第一項第三号の審査を行うため、從たる事務所及びその出張所ごとに、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者につき、理事長が各と同数を選任する。

第二條 基金は、前條第三項及び第四項の規定を準用する。

第三條 基金は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行う。

2 幹事長は、理査の互選によつて、これを定める。

3 診療担当者を代表する者につい

て前項の委嘱をなそうとするときには、命令をもつて、これを定める。

4 基金は、前條第三項及び第四項の規定を準用する。

第五章 監督

第一條 基金は、各保険者に、その事務の執行に要する費用を、各保険者とそれと契約を締結するものとする。

第二條 基金は、各保険者に、その事務の執行に要する費用を、各保険者とそれと契約を締結するものとする。

第三條 基金は、各保険者に、その事務の執行に要する費用を、各保険者とそれと契約を締結するものとする。

第四條 基金は、各保険者に、その事務の執行に要する費用を、各保険者とそれと契約を締結するものとする。

第五條 基金は、各保険者に、その事務の執行に要する費用を、各保険者とそれと契約を締結するものとする。

第六條 基金は、各保険者に、その事務の執行に要する費用を、各保険者とそれと契約を締結するものとする。

第七條 基金は、各保険者に、その事務の執行に要する費用を、各保険者とそれと契約を締結するものとする。

第八條 基金は、各保険者に、その事務の執行に要する費用を、各保険者とそれと契約を締結するものとする。

ができない。

第十九條 基金は、各保険者に、その事務の執行に要する費用を、各保険者とそれと契約を締結するものとする。

第二十条 主務大臣は、必要があると認めるときは、基金に対して、

業務又は財産の状況に關し報告をさせ、又は當該官吏にその業務又は財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ

る。

第二十一条 基金の理事長、理事事又はその從たる事務所若しくは幹事長若しくは幹事が、第十三條に規定されていない

事務を、基金の業務として行つたが、第十三條に規定されていない

に違反したときには、これを解処することができる。

第二十三条 基金の代表者、代理人、使用者その他の従業者が、第十五条の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該官吏の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、これを一円以下の罰金に処する。

第二十四条 基金の理事長、理事事又はその從たる事務所若しくは幹事長若しくは幹事が、この法律又はこの法律に規定する命令に違反して、登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたときは、五千円以下の過料に処する。

第二十五条 この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第二十六条 政府は、設立委員会にて、基金の設立に關する事務を処理させる。

第二十七条 設立委員会は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可があつたときは、設立委員は、運営なく、基本全額の離出を請求しなければならない。

第二十八条 基本金の拠出があつた

當者を代表する者につき、各委嘱すべき理事の少くとも二倍の候

定めるところにより算定したる金額を支拂うこと。

第十七條 基金は、起債をすること

第二十九條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）第一條の地方公共團體は、基金の事業に対しては、地方税を課すことができる。

第二十八條 基本金の提出があつた

ときは、設立委員は、通常なく、その事務を基金の理事長に引き継がなければならない。

2 理事長が前項の引継を受けたときは、理事長、理事及び監事の全員は、通常なく、設立の登記をしなければならない。

3 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第二十九條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十号）第一條の地

方公共團體は、基金の事業に対しては、地方税を課すことができる。

昭和二十三年十一月六日印制

昭和二十三年十一月七日發行